

第3期市町データヘルス計画中間評価支援事業  
委託仕様書

1 業務の名称 第3期市町データヘルス計画中間評価支援事業（以下、「本事業」という。）

2 履行期間 契約締結の日から令和9年3月31日まで

3 事業目的

本事業は、香川県内の市町（以下、「各市町」という。）の国民健康保険における被保険者の健康保持増進及び医療費の適正化を図るため、国保データベース（KDB）システム帳票データ等を活用して現況分析し、各市町が実施する第3期市町データヘルス計画（以下「現計画」という。）の中間評価を支援するものである。

4 契約限度額

37,000千円（消費税及び地方消費税を含む。）

5 提供データ

- (1) 国保データベース（KDB）システム出力帳票（CSV ファイル） 「別紙」参照
- (2) 各市町の独自事業実施状況に関する情報

6 業務内容

(1) 現状分析・整理

令和6年度～7年度にかけて実施した保健事業等について評価を行うため、委託者や各市町が提供する「5 提供データ」に示したデータを活用し、各市町の中間評価に必要な現状分析を行う。

分析結果は、性別・年代別・経年などの観点で集計し、他市町との比較を記載した資料集として取りまとめ、各市町に提供する。分析に際しては、各市町が随時、同様の集計・分析を行うことができ、PDCAサイクルに沿った事業推進が可能となるよう、使用するデータはKDBシステムデータ及びオープンデータに限り、かつ使用帳票名、集計・分析手法や定義を明記する。

また、その結果を活用し、現計画に盛り込まれている個別事業の効果などを分析する。

なお、分析項目は、国民健康保険保健事業の実施計画（データヘルス計画）策定の手引き（令和5年5月18日改正）等との整合性に留意すること。

(2) 各市町の中間評価について

各市町が作成する中間評価報告書の作成において、受託者は単なる「共通のひな形」の提供に留まらず、以下の通り「考察・提案」まで踏み込んだドラフト版を作成・提供すること。

ア 各市町の中間評価実施体制の調査及び役割の明確化

各市町の中間評価報告書作成にあたって、事前に市町へヒアリングを行うこと。

また、上記を踏まえ受託者と各市町それぞれの役割を明確化し、各市町が迷わないよう、「いつまでに」「何を準備すべきか」「どのような対応をすべきか」を整理したガイドを作成すること。

イ 共通のひな形による報告書案の作成

各市町の現計画の様式を参考にした「共通のひな型」を受託者が提供するとともに、(1)の分析結果や個別事業ごとの評価等をまとめた報告書案を作成すること。

評価は数値の羅列ではなく、公衆衛生学等の専門的知見に基づき、「数値が何を意味するか（考察）」および「次年度以降の推奨される取り組み（提案）」までの文章案を作成し、報告書案に盛り込むこと。

なお、各市町の作業は、原則として、香川県標準指標の実績値・目標値算出、「事業の実施状況（活動記録）」の入力および受託者が作成した考察案の確認・修正のみで完結するプロセ

スとし、受託者は委託者及び各市町の要望による修正（原則3回）を行うものとする。

ウ 独自事業の反映

各市町が独自に実施している保健事業（骨折予防、特定保健指導の独自加算等）についても受託者がヒアリング等を行い、適切に評価に反映させること。

(3) 各市町への説明

委託者が主催する各市町担当者を対象とした研修会において、受託者は中間評価に係る役割分担や作業手順等について説明を行う。内容は委託者と別途協議する。

(4) 市町担当者への伴走支援（アフターフォロー）

市町担当者の事務負担軽減及び専門的知識の補完を図るため、データ集計のみならず評価・考察の素案作成までを受託者が支援するとともに、市町担当者が孤立することなく円滑に業務を遂行できるための伴走支援（アフターフォロー）も行うこと。

また、中間評価の結果を踏まえ、データヘルス計画の後半期間に向けた具体的な事業改善案や、好事例の水平展開に関する情報提供を行うこと。

7 業務体制

本事業を適正に遂行できる人員（香川県及び各市町との連絡体制、現状分析の専門的知識を有する者等）を配置すること。

8 成果物

次のものを成果物として提出すること。

- (1) 各市町の中間評価報告書（紙媒体及び電子媒体）
- (2) 作成にあたり発生する各種データ等
- (3) マニュアル一式
- (4) 相談対応記録（各市町からの質疑・支援内容の記録等）

9 契約締結後のスケジュール（予定）

業 務	時 期
契約締結	令和8年6月
データ等の提供	令和8年7月
研修会（各市町と受託者の役割分担を明確化）	令和8年7月
中間評価報告書案を受託者が作成	令和8年9月
各市町による確認及び修正（1回目）	令和8年10月
医療費等分析の作成	令和8年11月上旬
中間評価報告書を受託者が作成	令和8年11月下旬
各市町による確認及び修正（2回目）	令和8年12月
各市町による最終確認及び修正（3回目）	令和9年1月
受託者が事業実施報告書を作成及び納品	令和9年3月

10 その他留意事項

- (1) 本事業の履行にあたっては、委託者及び各市町と十分協議すること。
- (2) 個人情報及び情報資産の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。
- (3) 本事業を行うにあたって、仕様書に定めのない事項または業務に関して疑義が生じた場合は、委託者及び各市町と協議の上、決定すること。

## 別紙

## 受託者が提供するデータ

## (1) KDBシステム帳票データ (17市町分)

分類	帳票 ID	KDB帳票名(ファイル形式:CSV)
ア	S21_001	地域の全体像の把握
イ	S21_001	地域の全体像の把握 (国保_地区)
ウ	S21_001	地域の全体像の把握 (後期)
エ	S21_003	健診・医療・介護データからみる地域の健康課題
オ	S21_006	人口及び被保険者の状況 (被保険者)
カ	S21_006	人口及び被保険者の状況 (人口)
キ	S21_007	質問票調査の状況
ク	S21_008	健診の状況
ケ	S21_011	厚労省様式 (様式 1 - 1) 基準金額以上となったレセプト一覧
コ	S21_012	厚労省様式 (様式 2 - 1) 6か月以上入院しているレセプトの一覧
サ	S21_014	厚労省様式 (様式 3 - 1) 生活習慣病全体のレセプト分析
シ	S21_018	厚労省様式 (様式 3 - 5) 虚血性心疾患のレセプト分析
ス	S21_019	厚労省様式 (様式 3 - 6) 脳血管疾患のレセプト分析
セ	S21_020	厚労省様式 (様式 3 - 7) 人工透析のレセプト分析
ソ	S21_024	厚労省様式 (様式 5 - 2) 健診有所見者状況 (男女別・年代別)
タ	S21_025	厚労省様式 (様式 5 - 3) メタボリックシンドローム該当者・予備群
チ	S21_027	厚労省様式 (様式 5 - 5) 糖尿病等生活習慣病予防のための健診・保健指導
ツ	S23_001	医療費分析 (1) 細小分類
テ	S23_003	疾病別医療費分析 (大分類)
ト	S23_004	疾病別医療費分析 (中分類)
ナ	S23_005	疾病別医療費分析 (細小 (82) 分類)
ニ	S23-006	疾病別医療費分析 (生活習慣病)
ヌ	S23_007	医療費分析 (健診有無別)
ネ	S24_001	要介護 (支援) 者認定状況
ノ	S25_001	質問票調査の経年比較
ハ	S25_004	医療・介護の突合の経年比較介護 (要介護度別 1 件当たり給付費)
ヒ	S25_006	医療・介護の突合 (有病状況)
フ	S26_005	保健指導対象者一覧 (受診勧奨判定値の者)
ヘ	S27_012	重複・頻回受診の状況
ホ	S27_013	重複・多剤処方の状況
マ	S29-002	健康スコアリング (医療)
※ア、オ～ク、ソ～チ、テ～ネ、ヒ、フ、マ：令和 6 年度・7 年度について、各年累計又は年次分 ※イ～エ、ノ、ハ：令和 7 年度について、累計又は年次分 ※ケ、コ：令和 7 年度について、12 か月分 ※サ～セ：令和 6 年度・7 年度について、各年 5 月作成分 ※ツ：令和 6 年度・7 年度について、各年累計分かつ各年 12 か月分 ※ヘ、ホ：令和 7 年度について、5 月作成分		

## (2) その他

上記の他、必要なデータが発生した場合は、別途協議の上、提供する。